

## 「福祉の里つくし保育所等訪問支援事業」

### 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と保育所等訪問支援事業のサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では、利用児に対して保育所等訪問支援を提供します。  
当サービスの利用は、保育所等訪問支援事業の支給決定を受けた方が対象となります。

#### ◇◆目次◆◇

1. サービスを提供する事業者	2
2. 利用事業所	2
3. サービスの基本理念・目的・運営方針	2
4. サービスに係る施設・設備等の概要	3
5. サービス提供職員の設置状況	3
6. サービス提供の内容	4
7. 利用料金	5
8. 利用児の記録及び情報の管理等	6
9. 緊急時の対応	6
10. 非常災害時の対策	6
11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口	7
12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項	8

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団（各務原市福祉の里つくし）  
当事業所は保育所等訪問支援事業の指定を受けています。  
指定事業所番号：2150500029

### 1. サービスを提供する事業者

設置者	名 称	各務原市
	所 在 地	岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
	電 話 番 号	058-383-1111（代表）
	代表者氏名	各務原市長 浅野 健司
指定事業者	名 称	社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団
	所在地	岐阜県各務原市須衛稲田7番地
	電話番号	058-370-7500（代表）
	代表者氏名	理事長 紙谷 清
	設 立 年 月	平成 8年10月 1日

### 2. 利用事業所

事業所の種類	児童発達支援センター（福祉型） 平成25年4月1日指定 保育所等訪問支援事業 平成30年7月1日指定
事業所の名称	各務原市福祉の里つくし
事業所の所在地	岐阜県各務原市須衛稲田7番地
連 絡 先	電話番号：058-370-7500（代表） F A X：058-370-7511
管 理 者	安田 香実
サービスの実施地域	原則として、各務原市全域
主たる対象者	保育所、幼稚園等に在籍し、集団適応のために専門的な支援を必要とする乳幼児
開設年月日	平成10年4月1日

### 3. サービスの基本理念・目的・運営方針

基本理念	「笑顔で 元気に 自分らしく」
基本方針	一、私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。 一、私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。 一、私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかげはしになります。
目 的	子どもが集団生活に適応し、幼稚園や保育所等で安定した生活が送れるように支援します
運営方針	①子どもの発達特性や生活環境などを踏まえ、集団生活への適応性や社会性が身につけられるように支援します。 ②ご家族や保育所等の職員と連携をとりながら子どもの育ちを支援します。

#### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

##### (1) 施設

建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建地下1階
建物敷地面積	12,602.5㎡（駐車場含む）
施設面積	5,859.69㎡（内、専有面積 505.19㎡）

##### (2) 主な設備

居室の種類	部屋数	面積	備考
事務室	1室	25.92㎡	
相談室1	1室	25.92㎡	
相談室2	1室	17.01㎡	

当事業所では、岐阜県の関係条例の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

#### 5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	指定基準	備考
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1名		1名			1名	1名 (兼務可)	
児童発達支援 管理責任者	1名	1名				1名	1名	
訪問支援員	2名	1名	1名			1.3名	—	

当事業所では、岐阜県の関係条例の定める指定基準を遵守し、サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

年度途中に、条例の定める指定基準の範囲内で人員配置を変更する場合があります。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（38.75時間）で除した数です。

##### (ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
児童発達支援管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
訪問支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

（イ）営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日

（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は休業）

営業時間：午前8：30～午後5：15

サービス提供時間：午前9：00～午後4：00

6. サービス提供の内容

（1）障害児通所給付対象サービス内容

（ア）発達支援

サービスの種類	サービスの内容
訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達段階、年齢等を考慮して、保育所等訪問支援計画を作成し、保育所等に訪問し、支援を行います。</li> <li>集団生活の中で適応性や社会性が身につけられるようにします。</li> <li>家庭と保育所等の連携を密にして、子どもの育ちに必要な援助や助言をしていきます。</li> <li>保育所等の職員への支援を行います。</li> <li>1回2時間程度支援を行います。</li> </ul>
相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用児、その家族及び保育所等からのいかなる相談にも誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> <li>保護者の申し出に応じ、担当職員による療育相談を行います。</li> </ul>

（イ）その他の支援

サービスの種類	サービスの内容
懇談会	子どもに対する保育所等訪問支援計画をもとに懇談会を実施し、子どもの姿を確認すると同時に、今後の課題について共通理解していきます。
安全管理	当事業所では、送迎時及び施設活動支援時の非常災害時対策に関する具体的計画を作成し、利用児の家族との協力によって、利用児の安全に留意することに努めます。

（2）障害児通所給付対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
日常生活上必要となる諸経費	利用児の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費 等	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続きについて、利用児または保護者が行うことが困難な場合、保護者の同意を得て代行します。	実費

その他	サービス提供記録等の複写代 証明書諸書類の発行代 その他利用児が希望する特別なサービスに要する費用	実費
-----	---	----

〔サービスの概要〕

全てのサービスは、「保育所等訪問支援計画」に基づいて行われます。本事業所の職員が作成し、利用児及び保護者の同意をいただきます。なお「保育所等訪問支援計画」の写しは利用児及び保護者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 障害児通所給付対象サービス内容の料金

障害児通所給付によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（内閣総理大臣の定める額）のうち9割が障害児通所給付の対象となります。事業者が障害児通所等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。通所受給者証をご確認ください。

(2) 障害児通所給付対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）障害児通所対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金の変更

サービスに係る国の定める費用に変更があった場合、また、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当事業所が提供するサービスの利用料金を変更することがあります。

(4) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1ヶ月ごとに計算し、当月の利用料金合計額の請求書を翌月15日までに送付します。

請求しました利用料金の合計額を翌月27日（金融機関が休業日の場合はその翌営業日）に口座振替の方法により予めご指定された口座から振り替えさせていただきます。

ただし、口座振替の手続きが完了するまでの間は、現金でお支払いいただきます。

また、口座振替不能となった場合は、口座振替不能通知により記載された期日までに、現金で福祉の里窓口へお支払い願います。

## 8. 利用児の記録及び情報の管理等

(1) 事業所は、法令に基づいて利用児の記録及び情報を適切に管理し、利用者及び保護者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については当該記録を整備した日から5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8：30～午後5：15です。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日は除きます。

(2) 利用児の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用児及び保護者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

## 9. 緊急時の対応

職員は、保育所等訪問支援を行っている時に子どもに病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関、または子どもの主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告します。

### 【協力医療機関】

医療機関の名称	公立学校共済組合 東海中央病院		
院長名	松井 春雄		
所在地	各務原市蘇原東島町4丁目6番地2		
電話番号	058-382-3101		
診療科	内科 他	入院設備	あり

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

## 10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める、「福祉の里消防計画書」により対応いたします。
平時の訓練	・別に定める、「福祉の里消防計画書」に則り、月1回、避難・防災訓練を、利用児及び保護者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常通報装置 有</li> <li>・非常用電源 有</li> <li>・スプリンクラー 有</li> <li>・室内防火栓 有</li> <li>・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。</li> </ul>
消防計画	消防署への届出日： 令和 5年 4月 防火管理者： 打田 哲也

保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：公益財団法人日本知的障害者福祉協会 （引受会社：あいおいニッセイ同和損害保険（株）） 加入保険名：障害者施設総合補償 保 障 内 容：施設の賠償責任にかかる補償（敷地外の賠償責任にか かる補償・個人情報漏えい賠償責任補償・自動車 搭乗中補償）
------	---

保育所での災害時は、保育所等の計画に基づきます。

## 11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

### (1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任者                      社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団                      各務原市福祉の里 つくし                      管理者 安田 香実</li> <li>・ 窓口担当者                      社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団                      各務原市福祉の里 つくし                      主任 木村 綾子</li> <li>・ 受付時間                      毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15                      ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</li> <li>・ 住 所 各務原市須衛稲田7番地</li> <li>・ 電話番号 058-370-7500</li> <li>・ F A X 058-370-7511</li> </ul> ※担当者が不在の場合は、事業団事務局または、事業所までお申し出ください。	
社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団 第三者委員	寺嶋 健司	【住所】 電話番号 **** *
	御宿 則子	【住所】 電話番号 **** *
各務原市役所 健康福祉部社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所 在 地：各務原市那加桜町1丁目69番地</li> <li>・ 電話番号：058-383-1111（市役所代表）                      058-383-1252（社会福祉課直通）</li> <li>・ F A X：058-389-3353</li> <li>・ 受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15                      ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</li> </ul>	

岐阜県社会福祉協議会 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内</li> <li>・電話番号：058-278-5136</li> <li>・F A X：058-278-5137</li> </ul>
------------------------	--

(2) 虐待防止に関する相談窓口

当事業所 虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者 各務原市福祉の里 事業課長 安田 香実</li> <li>・窓口担当者 各務原市福祉の里つくし 主任 木村 綾子</li> <li>・受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</li> <li>・電話番号 058-370-7500（代表）</li> <li>・F A X 058-370-7511</li> </ul>
各務原市 障がい者虐待防止 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市役所健康福祉課 社会福祉課</li> <li>・電話番号：058-383-1111（市役所代表） 058-383-1252（社会福祉課直通）</li> <li>・F A X：058-389-3353</li> <li>・受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</li> </ul>

12. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

(1) 欠席の際に留意いただく事項

利用児がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

(2) その他ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。事業所において利用上不要な貴重品は、持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
喫 煙	敷地内は、全面禁煙です。
その他	ここに掲載されていること以外のことについても、多くの方が利用される施設ですので、常識的なマナー・エチケットに心掛けてください。



保育所等訪問支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業所名：各務原市福祉の里つくし

説明者職名： \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者からの保育所等訪問支援の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用児氏名 \_\_\_\_\_

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

続 柄 \_\_\_\_\_